

障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成20年 6 月19日

提 出 者

郡山市議会文教福祉常任委員会委員長 小 島 寛 子

## 障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書

障害者自立支援法が2006年4月から施行され、障がい者福祉の現場は未だに混乱が続いている。特に、障がい者施設や居宅支援の利用にかかる応益負担（定率1割）の導入は、障がい者の生活を直撃し、施設からの退所やサービス利用制限などで、生活水準の低下を引き起こしている。また、サービス事業所も報酬単価の引き下げや日払い化により、経営難に陥り、職員の賃下げや非常勤化、離職、閉鎖等々、福祉サービスの低下や縮小が深刻化している。

政府は障害者自立支援法に関連し、2008年度までの特別対策として、利用者負担の軽減措置や事業者への激変緩和措置を行い、さらに2009年度以降も継続し、障がい児のいる世帯への軽減策などを上乘せするとしている。

これらについては、一定の評価はするものの、緊急避難的な処置に過ぎない。法施行から1年も経ずに、特別対策が必要になる事態に追い込まれ、さらに2年以内に、特別対策の継続と上乘せが必要となる事態は、障害者自立支援法そのものの制度設計に無理があり、抜本的な改正が不可欠ということである。

2006年12月、国連総会で「障害者の権利条約」が全会一致で採択され、2007年9月、日本は同条約に署名を行っている。

よって、障がい者に対する差別を撤廃し、障がい者の自立と社会参加を求める立場から、政府においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

### 記

- 1 利用者負担は応益（定率）負担ではなく、負担できる能力に応じた応能負担を原則とすること。また、利用料の算定に当たっては、本人収入のみに着目すること。
- 2 指定障害福祉サービス事業者等に対する報酬を月割制に戻し、概ね障害者自立支援法施行以前の収入を保障すること。
- 3 障がい者が地域で人間らしく生きていけるように、社会基盤整備について立法措置を含めた拡充策を進めること。また、自治体が支給決定したサービスや地域支援事業について、財源保障を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年 6 月23日

郡 山 市 議 会